

令和4年11月7日

上尾市議会議長 渡辺 綱一 様

議会運営委員会委員長 鈴木 茂

議会運営委員会の行政視察を行ったところ、その概要は下記のとおりでありますので、報告いたします。

記

- 1 日 時 令和4年10月17日（月）～ 10月18日（火）
- 2 視 察 地 大阪府大阪狭山市
滋賀県守山市
- 3 視察内容 ・大阪府大阪狭山市
① 通年議会について
② 議会改革の取り組みについて
・滋賀県守山市
① 通年議会について
② 議会改革の取り組みについて
- 4 参加議員 鈴木 茂、新道龍一、尾花瑛仁、矢口豊人、新藤孝子、
田中一崇、戸野部直乃、池田達生、大室 尚、長沢 純、
渡辺綱一、前島るり
- 5 随 行 議会事務局長 松澤 義章
議事調査課長 谷川 義哉

大阪府大阪狭山市議会

- 1 調査項目 通年議会について、議会改革の取り組みについて
- 2 調査期日 令和4年10月17日（月）午後2時00分～3時30分
- 3 市の概要（令和4年7月31日現在）

人口 58,322人 行政面積 11.92km²

令和4年度一般会計当初予算額 21,321,801千円

4 調査の目的

新型コロナウイルス感染症対策のため、議会の議決を必要としない専決処分が多くなっている。

専決処分は市長の専権事項ではあるが、議会としては通年議会制を導入することにより専決処分を最小限に抑え、議会での審議を可能にすることができる。

そこで、地方自治法第102条第2項に基づく「通年議会制」を導入している大阪狭山市議会を訪問し、通年議会導入の効果について調査することを目的とする。

また、同市議会の議会改革の取り組みを調査し、特色ある議会運営を調査することを目的とする。

5 調査内容

(1) 通年議会について

① 導入の経緯

平成23年7月、議会改革特別委員会を設置し、検討課題の一つとして通年議会があった。

三重県四日市市を視察し、約1年間にわたり調査研究を進め、平成25年3月定例会において、全会一致で可決した。

検討中の平成24年9月に、通年会期制に関する自治法改正（法第102条の2）があったが、大阪狭山市議会では四日市市議会を参考としてきたため、「通年会期制」を選択した場合、定例日の設定など新たに一から検討する必要性が生じること、当時、通年議会の運用事例が少なかったことから、自治法第102条第1項の規定に基づく定例会及び臨時会とするものとし、その定例会の回数をおおむね通年とする「通年議会制」とした。

なお、自治法第102条第1項では「普通地方公共団体は定例会及び臨時会とする。」としていることから、1年間全てを定例会とすると臨時会を開くことができなくなるため、閉会の期間を一定設けることで、物理的に臨時会を開くことができるようにしている。

② 導入の効果

「通年議会制」を導入した効果は、議長や委員長の権限により、必要に応じて本会議または委員会が開催できるようになったこと、議会が主体となって緊急の行政課題や災害等の突発的な課題にも素早く対応することができることなどである。議会の監視機能の強化や、議会運営の活性化につながった。また、専決処分はなくなり、その都度、議会を開催している状況である。

専決処分については、「通年議会制」導入に当たり、執行部から法第 180 条の規定に基づく専決処分の指定事項を追加することの要望があり、市当局と協議の結果、3つの事項について追加指定を行った。

1. 会計年度末における決算収支を見通した中で、客観的に軽易な予算調整のための歳入歳出予算の補正をすること。
2. 会計年度末における法律等（一定の期日までの成立が不可欠とされる法律等をいう。）の改正に伴う必要な条例改正を行うこと。ただし、原則として市の裁量の余地のないものに限る。
3. 解散、欠員等の事由に基づく選挙で、緊急を要する選挙日の歳入歳出予算の補正をすること。

また、これらの専決処分を行うに当たっては、次の3点を市長に対して要請している。

1. 当該案件の十分な説明を事前に行うこと。
2. 当該案件について、疑意見・要望を述べる機会を設けること。
3. 補正予算については必要最小限度にとどめるよう努力すること。

③ 通年議会の会期

通年議会の会期については、議員の任期が5月から始まっていることから、5月中旬から翌年の4月末日までの約1年間としている。閉会中、物理的に臨時会を開くことができる期間は、閉会後の5月初めから中旬までの間となる。

④ 通年議会1年間の流れ

定例会の招集により最初を開く会議と定義づけている「開会議会」を開催し、正副議長等の議会役員を選出のほか、会期を決定している。

この「開会議会」が終了すると、その後はこれまでの定例会に代わる形で、6月、9月、12月、3月に「定例月議会」を開催し、会期末となる4月末日に開く「閉会議会」まで、定例月議会と休会を繰り返すことになる。

なお、定例会月以外の休会中に緊急的に開く議会として、臨時会に代わる「緊急議会」を開く場合がある。

令和2年度は臨時会を2回、緊急議会4回、令和3年度は緊急議会を4回、今年度は緊急議会を2回開いている。なお、視察日（R4.10.17）の午前中に緊急議会を行っている。

令和2年度以降は、主に新型コロナの感染拡大防止に関する補正予算など、緊急性のある案件の全てについて、議会を開いて審議を行っている状況である。

（2）議会改革の取り組みについて

① 議会報告会

平成25年10月からスタート。

議会報告会自体は2部制で、第1部は議会の報告、第2部は市民との意見交換会としている。意見交換会は毎回テーマを決めて実施している。

当初は2ヶ所の会場で、2つの常任委員会でそれぞれ分かれて運営していたが、参加者の固定化や参加者自体の減少、意見交換会の形骸化などの課題が生じてきた。このため、議会改革特別委員会でさまざまな検討を行い、市PTA連絡協議会との意見交換会と議会報告会を併催したり、開催箇所を1ヶ所にしたり、報告会では市民から意見を出す機会を増やせられるようグループワーク形式を取り入れたり工夫し、さらには各種団体に参加の協力を求めるなどしている。

今年5月に約2年ぶりとなる議会報告会を開催した。市民との意見交換会のみとし、参加者は18名であった。来月にも開催する予定だが、議会報告会のあり方は引き続き検討課題である。

② 子供議会

議会を活性化するため、若い世代からの意見も取り入れていくための一つの方法として、平成26年度から平成28年度まで、市内小中学校の児童生徒による子ども議会を実施した。

開催方法は小学校7校、中学校3校、市内の小中学校全10校から2名ずつの参加を求め、市議会が設定したテーマに沿って事前に意見を作成してもらい、児童生徒の意見が5分以内、議員が分担して2分以内の答弁をしていくというものであった。

しかしながら、児童生徒の意見に対して、議員が答弁する進行方法は、実際の議会運営に即していないという不自然さがあること、教職員の負担となっていると

の声があったほか、全校の日程調整が難しくなっていることから、平成 29 年度以降は開催に至っていない。

これに代わる形として、中学生の職場体験学習として議会事務局で受け入れたり、園児・小学生の校外学習や教育委員会による「生徒会サミット」の会場として議場を提供したりするなど、子供たちが議会を身近に感じ体験できるような機会づくりに積極的に努めている。

③ 請願・陳情等に係る意見陳述

市民が議会活動に参画する機会を確保するとともに、市民に開かれた議会に取り組むため、請願・陳情等の提出者が常任委員会で、その趣旨や提出に至った思いなどを意見陳述できるよう、平成 28 年 12 月定例会議会において、委員会条例の一部を改正するとともに、具体的な手続きを定めた「請願者等の意見陳述に関する要綱」を制定した。

意見陳述については、委員会付託となった請願・陳情について、その提出者で陳述を希望する者が、請願であれば 5 分以内、陳情等の場合は 3 分以内で行うことができるとしている。

なお、意見陳述をするに当たって、委員会の出席に係る実費弁償は支給しないこととしている。

④ 議会基本条例

大阪狭山市議会の議会改革は、「まずはいろいろなことにチャレンジしてみる」というスタンスで実績を積み上げてきた。そのため、議会基本条例は最優先課題ではなかった。さまざまなチャレンジを行った結果として、実施していた取り組みやこれまでの議会改革の成果に基づいて、その趣旨や目的に立ち返る形で、平成 30 年 12 月定例会議会において可決した。

⑤ グループウェア、Wi-Fi の導入

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を危機的な事象と捉えて、議会改革特別委員会において協議を重ねた結果、会議開催の通知や市当局の対応状況などの情報伝達手段として議会におけるグループウェアの導入を決定し、令和 3 年 11 月から運用を開始している。LINE は現在も議会の公式な連絡手段の一つと位置付けて運用しているが、情報漏洩の脆弱性などが報道等で報じられたことや、ファイルデータの閲覧、保管等に難点があったことなどから、コロナ禍以前から検討

を進めていた議会におけるグループウェアを導入するに至った。

導入の検討段階から紙資源の削減を目論んでいたが、この運用により、議会内における通知や連絡、当局からの情報提供などについては、パソコンやスマートフォンなどの情報通信端末から、いつでも情報収集することができるようになった。これに伴い、紙資源の大幅な消費抑制とともに、職員の負担軽減、事務の効率化につながっている。

このほか、議会における情報通信の取り組みとして、各会派控室において Wi-Fi 環境をすでに整備しているが、今年 2 月に、議場をはじめ議会が使用する会議室等の全室にも Wi-Fi 環境を完備した。3 月からは本会議の生中継を YouTube で配信している。

5 主な質疑応答

問 通年議会を始めるきっかけは何か。

答 当時の議長が研修に参加した際に通年議会という制度があることを学んだことがきっかけ。議会改革を勢いづけるものとして検討してきた。

問 通年議会になって開催日数に変わりはあるのか。

答 会期制で行っていた時とほとんど変わらない。

問 私的・公的行事に対する議員の考え方はどうなるか。

答 休会だから休めるという感覚は分からない。(通年議会開始後に当選した議員)
休会中に研修を申し込んだが、キャンセルしなければならないケースがたまに出てくる。(通年議会開始前も在任していた議員)

問 通年議会に対する市民の反応は。

答 議会だよりを年 4 回出しているのですが、定例会月以外は暇なのではないかという声がある。一方、市民に事前に議案について相談すると、通年議会について理解してもらえることもある。

問 請願の審査において、紹介議員の説明は必須なのか。委員会を同時開催している場合の出席はどうするのか。

答 慣例として必須としている。大阪狭山市議会の委員会数は 2 つであり、同時開催はしていないので出席は可能である。また委員の中に紹介議員がいれば、その

場で説明している。(上尾市議会は、自己の所属委員会に係る請願については、原則として紹介議員にはならないことを申し合わせている。)

問 議会報告会において、市民から受けた要望をどうフィードバックしているのか。

答 即答できないものは後日議会報に掲載することがある。また、一般質問に取り入れる議員もいる。

滋賀県守山市議会

- 1 調査項目 通年議会について、議会改革の取り組みについて
- 2 調査期日 令和4年10月18日（火）午前10時00分～11時30分
- 3 市の概要（令和4年7月31日現在）

人口 85,485人 行政面積 55.74 km²

令和4年度一般会計当初予算額 33,980,000千円

4 調査の目的

新型コロナウイルス感染症対策のため、議会の議決を必要としない専決処分が多くなっている。

専決処分は市長の専権事項ではあるが、議会としては通年議会制を導入することにより専決処分を最小限に抑え、議会での審議を可能にすることができる。

そこで、地方自治法第102条の2第1項に基づく「通年会期制」を導入している滋賀県守山市議会を訪問し、「通年会期制」導入の効果について調査することを目的とする。

また、同市議会の議会改革の取り組みを調査し、特色ある議会運営を調査することを目的とする。

5 調査内容

(1) 通年議会（「通年会期制」）について

① 導入の経緯

平成23年から検討し、平成31年3月定例会において、通年議会に係る議案を提出し、全会一致で可決した。

守山市議会では、自治法第102条の2の規定に基づく「通年会期制」を取っている。

会期は10月16日から10月15日までの1年間としている。

通年会期制導入に当たり、地方自治法第180条に基づく専決処分の指定事項を4点追加した。

1. 会計年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の改正に関する事。
2. 会計年度末における地方交付税等の一般財源、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、地方債、基金積立金等の計上に伴う予算の補正に関する事。
3. 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関する事。
4. 災害および突発的な事故により、必要となる維持補修、工事または支援活動であって緊急を要する歳入歳出予算の補正に関する事。

② 通年会期制のメリット

- 議長権限で速やかに本会議を開催し対応できる。
- 委員会の所管事務調査ができるため、随時調査が可能となり、委員会活動を充実させることができる。
- 市長専決がなくなり、議会で審議することが可能となる。
- 意見書案や決議案がタイムリーに提出、議決できるようになる。
- 年間の日程があらかじめ決定されることから、予定を立てやすい。

③ 通年会期制のデメリット

- 議員の拘束時間が多くなることから、研修の機会が半減した。
- 請願について、議決後に事情変更があった場合、一事不再議の適用除外となるよう会議規則を見直す必要がある。
- 議会対応に当たる幹部職員の拘束時間が長くなる。

(2) 議会改革の取り組みについて

① 一問一答方式の採用

平成 24 年 3 月定例会から実施。この方式を採用する前は再質問 1 回まで、ただし時間制限は設けていなかった。なお質問は、代表質問と個人質問があり、個人質問の中に議案質疑も含まれている。

② 本会議のインターネット中継

平成 24 年 3 月定例会から開始。当初は Ustream での配信だったが、現在は YouTube で配信している。

生配信と録画配信を実施しており、録画配信は映像を編集し、後日配信している。

③ 公開特別委員会の開催

平成 24 年度、平成 25 年度に合計 3 回実施したが、その後の開催はない。

議会基本条例に議会報告会の規定はないが、市民に意見を伺い、議会改革に生かすことを目的に開催した。

④ 自治会長との兼職について

平成 23 年から議員と自治会長の兼職を自粛する申し合わせをしていたが、平成 26 年 8 月からは、例外として、地元要望の中で、自治会長のなり手不足という理由であれば地方自治法に抵触しない場合は、その兼職は議員個々の判断に任

せることとした。

⑤ 夏休みこども議場探検

子どもの頃から議会に関心を持ってもらうために、夏休みに市内小学生を対象に平成 26 年から令和元年にかけて開催した。特に、議場の舞台裏を見てもらいたいと思って開催した。

⑥ 小学校 6 年生議会学習会

平成 27 年から制度化。授業で地方自治を学ぶ小学校 6 年生に、実際に議場に来てもらい、質問などの体験をすることで市議会に関心を持ってもらうために開催。学校ごとに順番に実施している。

⑦ 議会のペーパーレス化について

議場に Wi-Fi を整備し、クラウド環境上で本会議や委員会の資料を保存し、個人のタブレットなどで閲覧することができる。

タブレット端末はまだ配布していない。タブレット端末は来年度に新庁舎ができるので、そのタイミングで一斉配布予定。

⑧ 常任委員会の重複所属

議員定数の削減による常任委員会の委員数も削減する中、委員会の審議を充実させるため、令和元年 10 月から複数常任委員制度を採用。

定数 20 人のうち、正副議長、監査委員、常任・特別委員長および議運委員長を除く 10 人が 2 つの常任委員会に所属している。

⑨ 団体傍聴研修について

市民の団体が本会議を傍聴したい場合、地区までバスを出して傍聴してもらう団体傍聴研修を開催。傍聴のほか、議場や議長室などを見学してもらう。

5 主な質疑応答

問 通年議会を導入して一番できたことは具体的に何か。

答 議員の意識改革。議会を優先する意識が重くなった。

問 通年議会を導入しての市民の反応は。

答 PR はしているが、反応はあまりない。

問 実質的に会期は長くなっているのか。臨時会議の議員への周知はどのくらい前にしているのか。

答 会期は長くなっていない。臨時会議は遅くとも 2 週間前には議員に周知してい

る。

問 通年議会のデメリットとして研修が半減したとのことだが議員からの反応は。

答 常任委員会の複数所属制と相まって日程の調整が難しいという声はあるが、元に戻してほしいという声はない。

問 小学6年生議会学習会について、執行部は出席しているのか。

答 出席していない。教育長だけは出席している。

問 執行部が答弁しないと本来の議会のあり方ではないのではないかという議論はないのか。

答 議会は予算執行権を持っていないのでなかなか難しいが、子供や教師から意見を伺える機会と考えている。

問 今後、中学生や高校生と意見交換会を行う予定とのことだが、具体的に予定しているか。

答 昨年、市制施行 50 周年で中高生と議員との意見交換の場を設けた。今年も 2 回目を行った。議員の中で手上げ方式で行った。

通年議会について（参考）

※通年議会は、地方自治法第102条第2項に基づく「通年議会制」と、地方自治法第102条の2第1項に基づく「通年会期制」の2種類がある。

通年議会実施状況

（「令和3年度市議会の活動に関する実態調査結果」全国市議会議長会）

1 通年会期制

【1-1】通年会期制を採用している市

（令和2年12月31日現在）（単位：市の数）

| 人口段階別 | 通年会期制を採用している | 通年会期制を採用していない |
|------------------|--------------|----------------|
| 5万人未満 280 | 11 (3.9%) | 269 (96.1%) |
| 5～10万人未満 250 | 17 (6.8%) | 233 (93.2%) |
| 10～20万人未満 152 | 6 (3.9%) | 146 (96.1%) |
| 20～30万人未満 48 | 5 (10.4%) | 43 (89.6%) |
| 30～40万人未満 29 | 4 (13.8%) | 25 (86.2%) |
| 40～50万人未満 21 | 1 (4.8%) | 20 (95.2%) |
| 50万人以上 15 | 0 (0%) | 15 (100%) |
| 指定都市 20 | 2 (10.0%) | 18 (90.0%) |
| 全市 815 | 46 (5.6%) | 769 (94.4%) |

【1-2】通年会期制を採用している市の採用状況

46市（令和2年12月31日現在）

| 根拠条文 | 市数 | 市区名 |
|--------------------------------------|----|---|
| 通年会期を採用している市 （地方自治法第102条の2第1項） | 13 | 久慈市、福島市、柏崎市、厚木市、常総市、坂東市、鳥羽市、四條畷市、守山市、丹波篠山市、浜田市、小松島市、三好市 |
| 定例会を条例で年1回と定めている市 （地方自治法第102条第2項） | 33 | 根室市、宮古市、北上市、滝沢市、登米市、南砺市、金沢市、七尾市、白山市、青梅市、あきる野市、文京区、墨田区、荒川区、相模原市、横須賀市、守谷市、鎌ヶ谷市、藤枝市、犬山市、豊明市、四日市市、鈴鹿市、枚方市、大東市、大阪狭山市、京都市、亀岡市、大津市、安来市、土佐清水市、香美市、壱岐市 |

通年会期制の実施方法

1. 「通年議会制」

従来の定例会、臨時会の変形（地方自治法第 102 条第 2 項）

- 定例会の回数を年 1 回とし、会期を約 1 年とする運用で実現可能

2. 「通年会期制」

地方自治法第 102 条の 2 第 1 項に基づくもの（H24 の自治法改正で創設）

- 条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とする。
- 条例で「会期の始期」「定例日」を定める必要がある
 - 「定例日」は必ず開かなければならない
 - 「定例日」に何をやるか（一般質問など）決めておかなければならない
- 招集告示不要。ただし、①初めに導入する時、②4 年に 1 回（改選期）は招集告示が必要

地方自治法

第 102 条 略

② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

③～⑦ 略

第 102 条の 2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

②～⑤ 略

⑥ 第 1 項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。

⑦～⑧ 略

導入に当たっての検討事項（例）

1. 通年会期制の実施方法の検討（「従来の定例会、臨時会の変形」とするか「自治法改正で創設された方法」とするか）

2. 一事不再議の取り扱い

- 同一会期中に一度議決された事件については再び審議をしない
- 例外は事情変更が生じた場合。何をもって事情変更とするか。その都度判断するしかない

3. 請願・陳情の締切時期

4. 議員の発言の取り消し、訂正の取り扱い

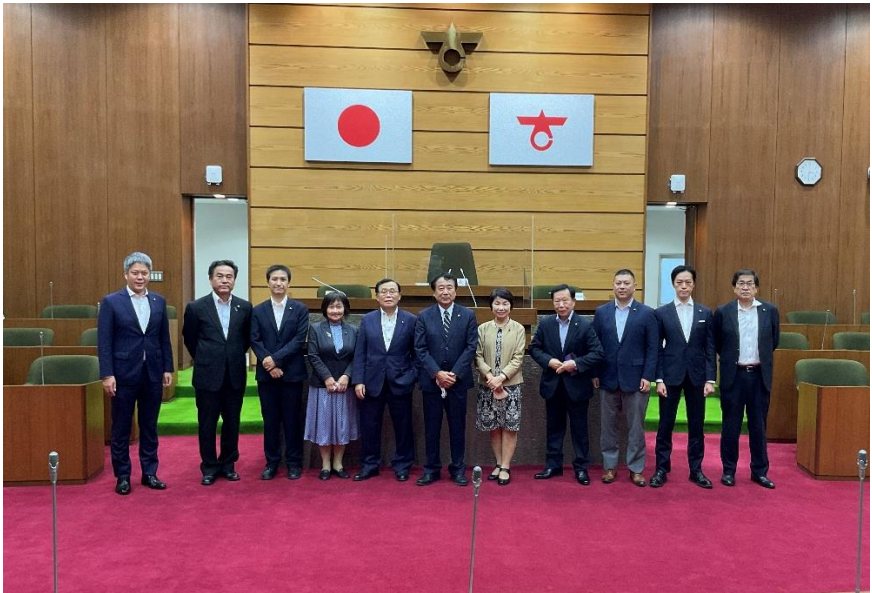
5. 会議録の確定時期・印刷範囲の取り扱い

6. 専決処分事項の指定の検討

例) 島根県浜田市議会

- 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる歳入歳出予算の補正をすること。
- 解散、欠員等の事由による選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- 会計年度末における地方交付税等の歳入、社会保障関連経費等の歳出等の調整に伴う歳入歳出予算の補正をすること。
- 会計年度末における法律等の制定又は改廃に伴い条例の改正が必要となり、当該法律等の施行に併せて当該条例の改正をしなければ市民生活又は市の事務に支障が生ずる場合において、当該条例の改正をすること。

大阪府大阪狭山市議会



滋賀県守山市議会

